

参考資料

○申請・届出窓口一覧及び併設居宅サービスの新規指定申請スケジュール

⇒2、3ページをご確認ください。

○関連施策の参考資料

特別養護老人ホームの建設にあたっては、施設整備担当への補助協議以外の調整・協議も必要となります。つきましては、下記資料を参考として、漏れのないように各自手続きを進めてください。

- ・東京都福祉のまちづくり条例への対応について

「東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（令和5年10月1日施行）」

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/machizukuri/manual05>

- ・緑化計画制度及び開発許可制度について

自然保護条例による緑化計画書及び開発許可制度については、以下のホームページを参照してください。
緑化計画と屋上緑化

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/green/plan_system/index.html

条例による開発許可制度について

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/nature/natural_environment/develop_regulation.html

- ・建築物のバリアフリー化をすすめるために

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/bunyabetsu/machizukuri/bfree/>

- ・東京都建築物環境計画書制度の概要

<https://green-building-pgm.metro.tokyo.lg.jp/KSA00101>

○福祉医療機構貸付関係資料

- ・独立行政法人 福祉医療機構（福祉貸付事業）

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/fukusikasituke/>

- ・公益財団法人 東京都福祉保健財団（独立行政法人福祉医療機構借入金利子補給事業）

<http://www.fukushizaidan.jp/306shikin/fukushiiryuu.html>

○その他

- ・高齢者虐待防止と権利擁護

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/gyakutai/index.html>

- ・受動喫煙防止対策

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/tokyo/kangaekata_public.html

施設管理者向けハンドブック

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kensui/kitsuen/leaflet/shisetsukanrihandbook.files/shisetsukanrisyahandbook.pdf>

申請・届出窓口一覧

1つの事業について、老人福祉法上の手続き及び介護保険法上の手続きの2種類の手続きが必要です。また、事業内容等によって書類の提出先が異なりますので注意してください。

1 老人福祉法上の手続きについて

事業内容等	提出書類	提出期限	提出・問い合わせ先
特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム 設置届又は認可申請書	事業開始予定月の 前々月の末日	施設支援課施設整備担当 (ケアハウスについて、補助を受けない場合は施設運営担当)
ケアハウス	軽費老人ホーム		
都市型軽費老人ホーム	設置届又は許可申請書	各区市の都市型軽費老人ホーム担当者様にお問い合わせください	各区市の都市型軽費老人ホーム担当
老人短期入所事業	・老人居宅生活支援事業開始届 ・老人短期入所施設設置届	事業開始予定月の 前々月の末日	(公財)東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室
老人デイサービスセンター (デイサービス)	老人デイサービスセンター設置届	※4月1日開始予定の場合、2月1日～末日	
老人居宅介護等事業 (ホームヘルプサービス)	老人居宅生活支援事業開始届		
認知症対応型老人共同生活援助事業 (認知症高齢者グループホーム)			

2 介護保険法上の手続きについて

事業内容等	提出書類	提出期限	提出・問い合わせ先
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	事業開始予定月の 前々月の末日	施設支援課施設整備担当
居宅介護サービス	短期入所生活介護 (ショートステイ)	※サービスの種別によって指定申請書に添付する資料が異なりますので、詳細については提出先に問い合わせてください	(公財)東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室
	通所介護 (デイサービス)		
	訪問介護 (ヘルパーステーション)		
	介護予防サービス		
	特定施設入居者生活介護 (ケアハウス等であつて、指定を受ける場合)	※4月1日開始予定の場合、2月1日～末日	老人福祉法上の提出・問い合わせ先と同じ

○地域密着型サービスに係る介護保険法上の手続きは、区市町村担当課にお問い合わせください。

- ・小規模多機能型居宅介護・小規模(29人以下)特別養護老人ホーム・小規模(29人以下)特定施設入居者生活介護
- ・認知症高齢者グループホーム・認知症対応型デイサービスセンター・夜間対応型訪問介護
- ・地域密着型介護予防サービス

3 連絡先

部署名	電話
施設支援課	施設整備担当 03-5320-4265又は 03-5000-7566
	施設運営担当 03-5320-4264
(公財)東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室	03-3344-8517

新規指定申請スケジュール

	事 項	期 日	備 考
1	新規指定前研修 申し込み	<u>指定月4ヶ月前末日まで</u>	(申込方法) 電子申請
2	Gbiz ID 登記情報提供 サービス準備 ※電子申請に必要な な手続	<u>法人設立後速やかに</u> (登録には2週間程度必要)	※登録には法人設立が必須です (Gbiz) デジタル庁 HP : https://gbiz-id.go.jp/top/ (登記情報提供サービス) 一般社団法人民事 法務協会 HP : https://www1.touki.or.jp/gateway.html
3	新規指定前研修 受講	実 施 原則として指定月3ヶ月前の 15日頃	(内 容) (1) 事業実施の上で必要な関係法令等 (2) 新規指定申請書等の記入方法等 (3) 変更届・加算届の記入方法等 (4) 情報公表・利用者負担軽減事業 (5) 労働基準法の概要及び諸手続き (6) 福祉サービス第三者評価
4	指 定 申 請	【電子申請】 指定月2ヶ月前15日(必着) までに申請フォームに提出 【郵送】 指定月2ヶ月前15日頃までに申請書等を提出 (補正完了期限(厳守)・2ヶ月前末日)	電子申請・届出システムでの届出が原則 https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/ (郵送での申請先) 東京都福祉保健財団介護事業者指定室 電話 03-3344-8517
5	指定前実地調査 申請内容の確認	指定月前月 (必要に応じて実施)	指定申請書等、提出された書類の内容 を、財団職員が開設予定場所に行き、 確認いたします。 (必要に応じて実施、事前に連絡)
6	指定通知書発送	指定前月末日までに送達	東京都福祉局高齢者施策推進部 介護保険課介護事業者担当より郵送

(参考) 開設予定事業所の申請スケジュール(〇〇年1月1日指定の場合)

